

令和4年度岐阜県災害廃棄物処理図上演習業務委託プロポーザル募集要項

令和4年1月31日
岐阜県環境生活部廃棄物対策課

第1 趣旨・目的

県、県内市町村の職員を対象に、南海トラフ地震のような災害を想定し、仮置場の設置、管理や、関係機関との連絡調整等の災害廃棄物処理対応について参加型の災害廃棄物処理図上演習を実施します。

県では、本事業をより効率的・効果的に行うための提案を募集します。

応募のあった企画提案については、プロポーザル評価会議における評価を経て最優秀提案者を選定し、県との協議により業務内容を確定したのち、予算の範囲内で契約を締結する予定です。

留意事項

本業務委託に係る予算は、令和4年度当初予算の成立を前提としており、成立しない場合は、本業務委託は実施しませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は最優秀提案者において損害が生じた場合にあっても、県においては、その損害について一切負担しません。

第2 募集の内容

1 業務委託名

岐阜県災害廃棄物処理図上演習業務委託

2 業務委託内容

別紙「岐阜県災害廃棄物処理図上演習業務委託仕様書」のとおり

3 業務委託期間

契約締結日から令和4年12月28日（水）まで

4 委託予定価格

上限額：5,018,963円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※当該上限額を超える見積額の提案は選外とします。

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を満たす者としてします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② プロポーザル評価会議時点において岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に記載されている者であること。
- ③ 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。

- ④ 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑧ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

2 企画提案書の作成

以下の（1）から（4）の項目について、事業の企画を、様式2に沿って作成してください。企画提案書の様式等は、日本産業規格A4（一部A3版資料折込使用可）とします。企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

（1）企画案の内容等

- ① 災害廃棄物（地震災害）処理に係る現状や課題
- ② 図上演習に関する提案
- ア 実施目標
- イ 参加者が習得すべき内容、成果
- ウ 実施内容
- ・タイムライン、ファシリテーターの配置などの実施方法や、演習内容を記載してください。
 - ・演習内で実施するグループワークについて、テーマや作業内容を記載してください。
 - ・参加者の災害廃棄物処理に対する経験に合わせた演習内容となる工夫について、具体的に記載してください。

（2）全体スケジュール

本業務にかかる全体スケジュールを記載してください。

(3) 業務の実施体制

本業務にあたる提案者の業務体制等を記載してください。

(4) 事業を実施するにあたっての提案者の特色及び優位性

提案者の過去の類似事業の実績、ノウハウ、及び管理責任者等の経験、資格などについて記載してください。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公表・配布	令和4年1月31日(月)～2月21日(月)
② 募集要項等に関する質問受付	令和4年1月31日(月)～2月17日(木)
③ プロポーザル参加申込受付	令和4年1月31日(月)～2月21日(月)
④ 企画提案書受付	令和4年1月31日(月)～2月28日(月)
⑤ プロポーザル評価会議	令和4年3月上旬〔予定〕
⑥ 選定結果の通知・公表	令和4年3月下旬〔予定〕

(2) 募集要項等の配布日時

令和4年1月31日(月)から令和4年2月21日(月)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分

(3) 募集要項等の配布場所

岐阜県環境生活部廃棄物対策課 一般廃棄物係

(岐阜市藪田南2-1-1 県庁6階)

※募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲載します。

「トップ/県政情報/入札・公売/公募型プロポーザル」

(4) 募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(別添1)を廃棄物対策課一般廃棄物係あてにFAX、電子メール(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)又は郵送にて期限内に提出してください。

② 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時岐阜県ホームページ内の以下のページにて公表し、令和4年2月21日(月)までにすべての質問に回答します。

「トップ/県政情報/入札・公売/公募型プロポーザル」

(5) プロポーザル参加申込書の提出方法

- プロポーザル参加希望者は、令和4年2月21日(月)午後5時15分までに、プロポーザル参加申込書(様式1)を廃棄物対策課一般廃棄物係まで持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期限内に確実に到着するよう余裕をもって送付してください。
- 電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

(6) 企画提案書等、書類の提出方法

① 提出書類

ア 企画提案書(様式2)

イ 法人概要書(様式3)

ウ 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から3カ月以内のもの）又はその写し

エ 誓約書（様式4）

オ 見積書（様式5）

カ 社会的課題への取組み（様式6）

② 提出部数

ア、イ、オ及びカについては10部（原本1部、副本9部）、その他については2部（原本1部、副本1部）

③ 提出方法

- ・ 令和4年2月28日（月）午後5時15分までに、企画提案書等を廃棄物対策課一般廃棄物係まで持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期限内に確実に到着するよう余裕を持って送付してください。
- ・ 電子メール、電子ファイルでの提出は受け付けません。

（7）プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となります。

ア 構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。

イ 他のプロポーザル参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

ウ 事業者選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合。

エ 企画提案書類に虚偽の記載又は不正があった場合。

オ 評価会議終了後に、参加者要件を満たしていない事実が発覚した場合。

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の必要な書

類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ プロポーザル参加者が共同体である場合は、その構成する法人が業務委託の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。

ウ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

エ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

オ プロポーザル参加申込書の提出後、又は企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日までに、辞退届（別添2）を廃棄物対策課一般廃棄物係に持参又は郵送により提出してください。

カ 提出書類の大きさは、日本産業規格A4判縦（一部A3判資料折込使用可）で統一してください。

キ 提出期限後において、提出書類に不足又は不備がある場合、企画提案の内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあつてはその補正を認めますが、企画提案書の記載事項の変更、差し替え若しくは再提出など、当該範囲を超えるものにあつては、その補正を認めません。

ク 県が必要と認める場合には、追加資料の提出等を求めることがあります。

（8）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 見積金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- ③ 見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案された内容と整合するものとしてください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

県が別に定める構成員によるプロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）において行います。

2 評価会議

令和4年3月上旬（予定）に、書面にて開催します。

構成員からの質問があつた場合は、書面にて送付しますので、期日までに書面にて回答してください。

3 評価項目及び評価内容

別表評価基準のとおりです。

4 契約交渉の相手方の選定

上記の評価基準に基づき、評価会議において評価を行い、最優秀提案者を選定します。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、岐阜県庁ウェブサイト上で公表します。なお、電話等による問合せには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称、評価点及び順位点
- ② 全プロポーザル参加者の名称（申込順）
- ③ 全プロポーザル参加者の評価点及び順位点※（得点順。応募者の名称は秘匿）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ その他

※ プロポーザル参加者が2者の場合には、競争上の地位に配慮し、③は公表しないこととします。

第5 契約の締結

- 1 最優秀提案者及び最優秀提案者である共同体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加者停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しません。

また、契約後に同要領に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。

- 2 選定した最優秀提案者と県とが協議し、業務委託に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更したうで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合、又は契約締結までの間において契約交渉をすることが不適切と認められる事案が発生した場合には、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者（最低基準点に満たない者を除く。）と契約交渉を行うこととします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううで必要と思われる業務については、県と協議のうで、業務の一部を委託することができます。

2 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務委託終了後も同様とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、受託者は引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁6階）

岐阜県環境生活部廃棄物対策課 一般廃棄物係

TEL：058-272-1111（内線）2716

FAX：058-278-2607

電子メールアドレス：c11225@pref.gifu.lg.jp

別表

評 価 基 準

1 評価の方法について

- ① 下記の「評価項目及び評価内容」に基づき、各項目の合計を118点満点として採点し、点の合計により評価点を算出する。なお、構成員の評価点の合計が60%以上（全構成員の評価点合計÷構成員数 \geq 60%）であることを最低基準とする。
- ② 構成員別に提案者ごとの評価点を比較し、点数の高い者から順に3点、2点、1点、以下0点の順位点を付与する。
- ③ 順位点の合計を比較し、点数の高い者から順位を付す。
ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とする。なお、各構成員の順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより順位を決するものとする。
- ④ 最も順位の高い者を最優秀提案者として選定する。

2 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目及び評価内容	配点				
	優良	良	普通	やや劣	劣
1 業務の企画内容 (80点満点)					
① 全体を通じて、参加者が災害廃棄物処理の困難さを理解し、災害廃棄物処理に対する意識や関心の高まりが期待できるものであるか。(15点)	15点	12点	9点	6点	3点
② 災害時の廃棄物(生活ごみ等を含む。)処理に係る現状や課題を正確に把握しており、企画内容に反映されているか。(15点)	15点	12点	9点	6点	3点
③ 図上演習について					
ア 図上演習により達成できる成果が明確であり、災害発生時に役立つ内容となっているか。(10点)	10点	8点	6点	4点	2点
イ 図上演習の進行体制、ファシリテーター及びコントローラーの配置、リモート型演習の実施方法などは、演習が円滑に進行できるものとなっているか。(10点)	10点	8点	6点	4点	2点
ウ 図上演習の内容及び目的は、参加者が積極的に課題に取り組むことができるような新規性・独創性に富んでいるか。(10点)	10点	8点	6点	4点	2点
エ グループワークの内容は、参加者が積極的に情報共有や意見交換できる内容となっているか。(10点)	10点	8点	6点	4点	2点
オ 参加者の災害廃棄物処理に対する経験に合わせた演習内容となるような工夫がされているか。(10点)	10点	8点	6点	4点	2点
2 業務の実施体制等 (30点満点)					
① 過去の類似事業の実績、ノウハウ、及び管理責任者等の経験、資格など、業務の遂行能力は十分であるか。(15点)	15点	12点	9点	6点	3点
② 上限金額に対する見積金額の割合(15点)	15点	12点	9点	6点	3点
	A*0.85未満	A*0.85以上 A*0.9未満	A*0.9以上 A*0.95未満	A*0.95以上 上限額未満	上限額A
3 社会的課題への取組み (8点満点)					
① 仕事と家庭の両立(2点)					点
② 障がい者雇用(2点)					点
③ 若者の採用・育成(2点)					点
④ 環境への配慮(2点)					点
評価点合計 (118点満点)					点

様式 1

年 月 日

岐阜県災害廃棄物処理図上演習業務委託プロポーザル参加申込書

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長 様

(参加申込者)

法人名称

所在地

代表者職氏名

印

連絡先 (電話番号)

(Fax 番号)

(電子メール)

私は、「岐阜県災害廃棄物処理図上演習業務委託プロポーザル募集要項」に基づき、「岐阜県災害廃棄物処理図上演習業務委託」プロポーザルに参加します。

様式 2

年 月 日

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長 様

岐阜県災害廃棄物処理図上演習業務委託企画提案書

法 人 名 称 :

所 在 地 :

代表者職氏名 :

印

1 企画案の内容等

○ 本業務について、提案する事業実施方法などを記載してください。

① 災害廃棄物（地震災害）処理に係る現状や課題

② 図上演習に関する提案

ア 実施目標

イ 参加者が習得すべき内容、成果

ウ 実施内容

- ・タイムライン、ファシリテーターの配置などの実施方法や、演習内容を記載してください。
- ・演習内で実施するグループワークについて、テーマや作業内容を記載してください。
- ・参加者の災害廃棄物処理に対する経験に合わせた演習内容となる工夫について、具体的に記載してください。

※別紙の添付可。

2 全体スケジュール

○ 本業務を実施するための全体スケジュールを記載してください。（上記1の実施に必要な作業項目を洗い出し、スケジュールを示してください。）

※別紙の添付可。

3 業務の実施体制

○ 本業務にあたる提案者の業務実施体制を記載してください。

※別紙の添付可。

4 事業を実施するにあたっての提案者の特色及び優位性

○ 提案者の過去の類似事業の実績、ノウハウ、及び管理責任者等の経験、資格などについて記載してください。

※別紙の添付可。

※適宜行間を調整して作成してください。ただし、全体でA4用紙30枚以内（A3用紙は2枚に換算。）としてください。

※文字サイズは10ポイント以上としてください。

※仕様書、募集要項、評価項目等を参考に、具体的かつ簡潔に記載してください。

法人概要書

(ふりがな) 名称	()
所在地	(〒)
設立年月日	西暦 年 月 日
資本金	円
売上高	円 (年 月期実績)
税引前当期利益	円 (年 月期実績)
代表者	役職 氏名
従業員数	名 (うち、正規雇用者 名)
担当者氏名	
担当者連絡先	(〒) 住所 電話番号 : FAX : 電子メール :
理念 活動目的等	
事業内容	

※各項目の幅は、適宜調整してください。なお、1枚以内に納めてください。

様式4

誓約書

年 月 日

岐阜県知事 様

法 人 名 称

代表者職氏名

印

岐阜県災害廃棄物処理図上演習業務委託プロポーザルに参加するに当たり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

- 1 本業務委託プロポーザル募集要項の参加者要件①～⑧を満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。

社会的課題への取組み

法人名称：

下表の「評価の要件」を確認し、該当するものにチェックを入れてください。

※（「障がい者雇用」については、（1）（2）のいずれか該当する方にチェック願います。）

項目	評価の要件
仕事と家庭の 両立支援 (2点)	<p>◆ 厚生労働省「くるみん認定」を受けているか。 <input type="checkbox"/> 認定を受けている <input type="checkbox"/> 認定を受けていない (添付書類) ・認定証の写し（行動計画期間内のもの）</p>
障がい者雇用 (2点)	<p>(1) 障害者雇用促進法に規定する障害者雇用状況の報告義務を有する事業者（従業員 43.5 人以上） ◆ 令和 3 年 6 月 1 日現在の障がい者の法定雇用率（2.3%） <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 未達成 (添付書類) ・令和 3 年 6 月 1 日現在で、主たる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写し (2) 障害者雇用状況の報告義務が無い事業者（従業員 43.5 人未満） ◆ 現時点での障がい者の雇用状況 <input type="checkbox"/> 1 人以上採用している <input type="checkbox"/> 採用していない (添付書類) ・障がい者を雇用していることを証明する書類 ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の写し（提出にあたっては、利用目的を明らかにしたうえで、本人の同意を得てください。） ・雇用保険被保険者資格取得時に公共職業安定所から交付される「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」（公共職業安定所において印字されたもの）の写し</p>
若者の採用・ 育成（2点）	<p>◆ 厚生労働大臣から「ユースエール認定企業」として認定されているか <input type="checkbox"/> 認定されている <input type="checkbox"/> 認定されていない (添付書類) ・認定証の写し</p>
環境への配慮 (2点)	<p>◆ ISO14001 の登録、エコアクション 21 の認証または都道府県の環境に配慮している事業所の登録や認定制度の登録・承認を受けているか。 <input type="checkbox"/> 登録・認定を受けている <input type="checkbox"/> 認定・登録を受けていない (添付書類) 以下のいずれかのものの写し ・ISO14001 の登録証（認証期間内のもの） ・エコアクション認証・登録証（有効期限内のもの） ・都道府県の登録証または認証（有効期限がある場合は有効期限内のもの）</p>

別添 1

年 月 日

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長 様

募集要項等に関する質問書

岐阜県災害廃棄物処理図上演習業務委託プロポーザル募集要項等について、質問事項がありますので提出します。

法人名称：

所在地：

担当者名：

電 話：

F A X：

電子メール：

質問項目	内 容
・募集要項・仕様書の別 ・ページ番号、項目等	

(注意) 質問事項は、**簡潔**に記載してください。

提出先 岐阜県環境生活部廃棄物対策課 一般廃棄物係

F A X 0 5 8 - 2 7 8 - 2 6 0 7

E-mail c11225@pref.gifu.lg.jp

別添2

年 月 日

岐阜県災害廃棄物処理図上演習業務委託プロポーザル参加辞退届

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長 様

(辞 退 者)

法 人 名 称

所 在 地

代表者職氏名

印

連 絡 先 (電話番号)

(Fax 番号)

(電子メール)

岐阜県災害廃棄物処理図上演習業務委託プロポーザルについて、下記の理由により辞退
します。

記

辞退理由